

電子保証の導入について

島原市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び建設関連維持管理業務委託等の契約に際して、これまで契約保証等の保証証書の提出を書面に限定していましたが、この度、手続きのデジタル化に適切に対応し、受注者の利便性向上を図るため、電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取り扱いを下記のとおり開始します。

記

1. 電子保証とは

これまで書面で発注者に提出をお願いしていた契約保証、前払金保証及び中間前払金保証の保証証書について、インターネットを通じて電子的に提出することを可能とする仕組みです。

※ 電子保証を希望されない場合は、従来の書面による提出も可能です。

2. 対象となる保証証書

公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の契約保証証書、前払金保証証書及び中間前払金保証証書

※ 保証の電子化については、当面の間、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社等）によるもののみとし、金融機関や損害保険会社等の保証は従来どおり書面による提出とします。

3. 対象となる契約

令和7年4月1日以降に本市と契約する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び建設関連維持管理業務委託等

4. 電子保証の仕組みと利用の流れ



① 電子保証の利用には、インターネット保証サービス「e-Net 保証」へのID登録が事前に必要になります。

⇒ e-Net 保証申し込みの流れ (<https://www.wjcs.net/enet/>)

② ID登録後、保証を受ける際に、電子保証を申し込んでください。

⇒ e-Net 保証ログインページ (<https://enet.wincos.co.jp>)

※ID登録や電子保証申込についての詳細は、西日本建設業保証(株)へお尋ねください。

③ 契約締結時、前払金や中間前払金の申請時には、事前に契約管財課契約検査班へ連絡の上、e-Net保証より発行された保証契約番号・認証キーを契約管財課へ電子メール (keiyaku@city.shimabara.lg.jp) を送付してください。